

2025年（令和7年）

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ大津市実行委員会

第2回宿泊・衛生専門委員会

参 考 資 料



日時 令和5年11月28日（火）午後3時30分

スポーツステーションおおつ 4階 会議室

湖国の感動 未来へつなぐ



わたSHIGA輝く国スポ・障スポ

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会

2025



目次

【参考資料】

国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の概要	・・・ P 1
わたSHIGA輝く国スポ・障スポ大津市実行委員会組織図	・・・ P 3
わたSHIGA輝く国スポ・障スポ大津市実行委員会会則	・・・ P 4
第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 大津市準備委員会総会から常任委員会への委任事項	・・・ P 9
わたSHIGA輝く国スポ・障スポ大津市実行委員会 専門委員会規程	・・・ P 10
第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 大津市開催基本方針	・・・ P 13
第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 大津市開催推進総合計画	・・・ P 14
第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 大津市宿泊基本計画	・・・ P 18
第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 大津市医事・衛生基本計画	・・・ P 19
第79回国民スポーツ大会大津市食品衛生対策要項	・・・ P 20
国スポ弁当について	・・・ P 22
第79回国民スポーツ大会大津市医療救護要項	・・・ P 25
第79回国民スポーツ大会大津市感染症（防疫）対策要項	・・・ P 27
第79回国民スポーツ大会大津市環境衛生対策要項	・・・ P 29
わたSHIGA輝く国スポ会場地市町医療救護業務推進指針（案）	・・・ P 31
わたSHIGA輝く国スポ・障スポ感染症対策実施要領（案）	・・・ P 37
わたSHIGA輝く国スポ・障スポ食品衛生対策実施要領（案）	・・・ P 47
わたSHIGA輝く国スポ・障スポ宿泊衛生対策実施要領（案）	・・・ P 86
わたSHIGA輝く国スポの競技会会期	・・・ P 97
大津市開催競技（リハーサル大会）及び開催施設	・・・ P 98

国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の概要

1 概要

国民スポーツ大会（現在の国民体育大会）は、昭和21年に京都府を中心とした京阪神地区で第1回大会が開催され、以降、各都道府県の持ち回り開催となり、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにすることを目的に毎年開催されるスポーツの祭典です。

全国障害者スポーツ大会は、昭和40年から身体障害のある人を対象に行われてきた「全国身体障害者スポーツ大会」と、平成4年から知的障害のある人を対象に行われてきた「全国知的障害者スポーツ大会」を統合した大会として、平成13年から国体終了後に同じ開催地で開催されている大会で、障害のある人が競技等を通じてスポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障害に対する理解を深め、障害のある人の社会参加の推進に寄与することを目的として毎年開催される障害者スポーツの全国的な祭典です。

2 大会名称、愛称、スローガン

国民体育大会は、令和6年に開催される第78回大会以降、国民スポーツ大会に名称変更され、略称は国スポ（こくすぽ）となります。

令和7年に滋賀県で開催される第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会については、愛称を「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」、スローガンを「湖国の感動 未来へつなぐ」とされています。

3 主催

国民スポーツ大会の主催者は、公益財団法人日本スポーツ協会、文部科学省、開催地都道府県となります。また、各競技会については、日本スポーツ協会加盟競技団体、会場地市町を含めたものとなります。

全国障害者スポーツ大会の主催者は、公益財団法人日本パラスポーツ協会、文部科学省、開催地都道府県および市町に、その他の関係団体を加えたものとなります。

4 大会の開催時期等

【国民スポーツ大会】

- ・開催時期：9月28日（日）～10月8日（水）
- ・開催期間：11日間以内

【全国障害者スポーツ大会】

- ・開催時期：10月25日（土）～10月27日（月）
- ・開催期間：3日間

5 実施予定競技

【国民スポーツ大会】

滋賀県で開催される第79回大会における実施予定競技は次のとおりです。

(1) 正式競技（37競技）

①毎年実施競技（36競技）

陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ローイング、ホッケー、バレーボール、体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウエイトリフティング、ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、軟式野球、相撲、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、スポーツクライミング、カヌー、アーチェリー、空手道、銃剣道、なぎなた、ボウリング、ゴルフ、トライアスロン

②隔年実施競技（2競技のうち1競技を実施）

ボクシング、クレール射撃（第79回大会ではボクシングを実施）

(2) 特別競技（1競技）

高等学校野球（硬式および軟式）

(3) 公開競技（7競技）

綱引、ゲートボール、武術太極拳、パワーリフティング、グラウンド・ゴルフ、バウンドテニス、エアロビック

(4) デモンストレーションスポーツ

県民を対象とし、滋賀県にて種目が決定されます。

スポーツ拳法、ウォーキング、インディアカ、ソフトバレーボール等

【全国障害者スポーツ大会】

滋賀県で開催される第24回大会における実施予定競技は次のとおりです。

(1) 正式競技（14競技）

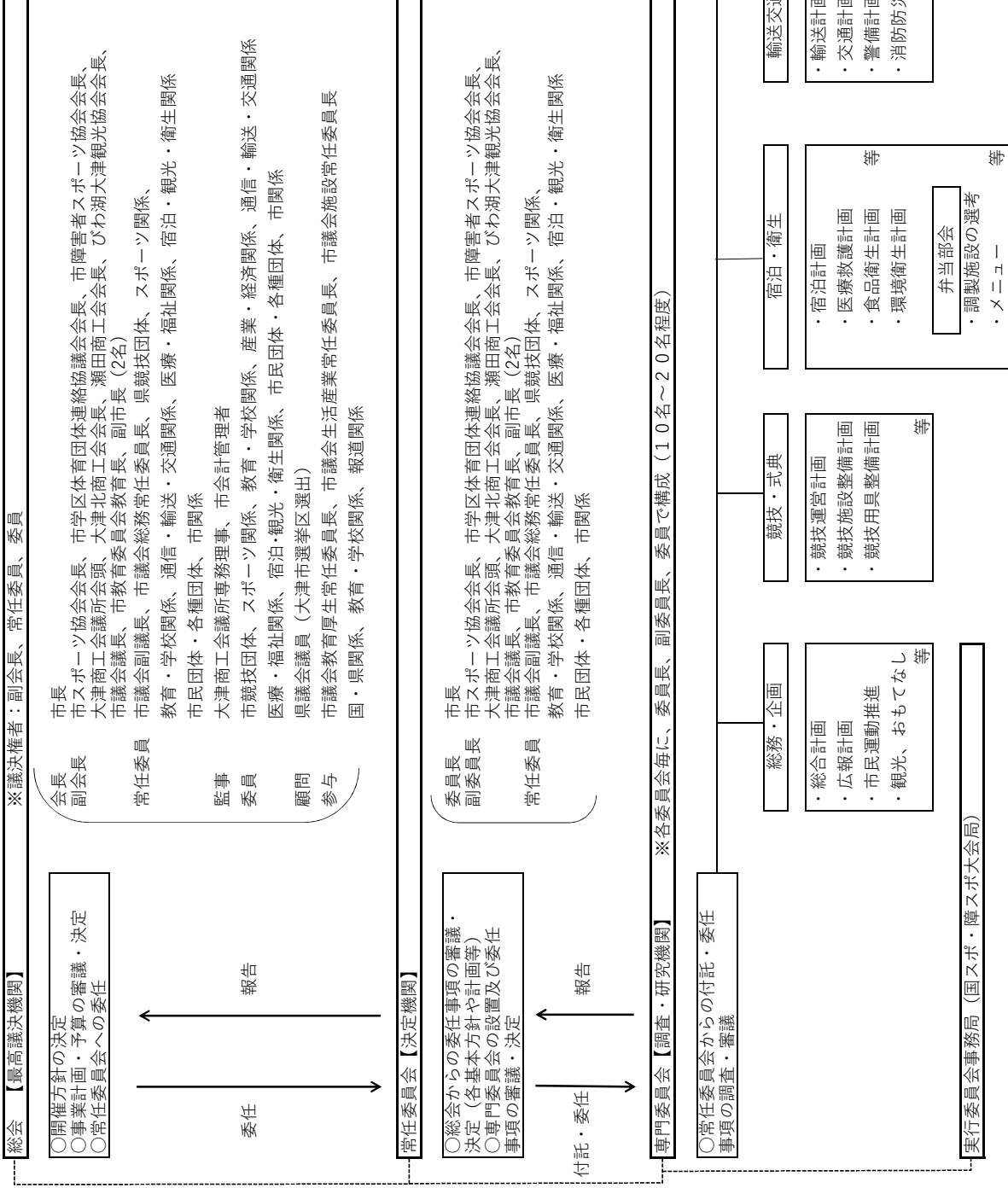
陸上競技、水泳、アーチェリー、卓球、フライングディスク、ボウリング、ボッチャ、バスケットボール、車いすバスケットボール、ソフトボール、グラウンドソフトボール、フットソフトボール、バレーボール、サッカー

(2) オープン競技

滋賀県、公益財団法人日本パラスポーツ協会、文部科学省による協議の上、決定されます。

スポーツウェルネス吹矢、知的障害者バドミントン、ゴールボール

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ大津市実行委員会組織図



【令和3年2月5日 準備委員会第1回設立総会審議】

【令和4年8月19日 準備委員会第3回総会審議】

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ大津市実行委員会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ大津市実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会において、大津市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に関し、必要な事務及び事業を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- (4) 競技会の開催及び準備のための経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) その他、実行委員会の目的達成に必要な事項に関すること。

第2章 組織

(組織)

第4条 実行委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 大津市を代表する者
- (2) 大津市議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

(役員)

第5条 実行委員会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 15名以内
- (3) 常任委員 50名以内
- (4) 監事 2名

(役員を選任)

第6条 会長は、大津市長をもって充てる。

2 副会長、常任委員及び監事は、総会の承認を得て、委員のうちから会長が委嘱する。
(役員職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき、又は欠けたときはあらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第6項に掲げる事項を審議する。

4 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員(以下「委員等」という。)の任期は、委嘱されたときから実行委員会の目的が達成され、解散したときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属団体又は機関の役職を離れた場合は、その委員等は辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があったときは、次の総会において報告する。

4 委員等は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

第9条 実行委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会長が重要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。

4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。

5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 実行委員会に、次に掲げる会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員等をもって構成する。

2 総会は必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指名する者がこれにあたる。

4 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。

(1) 競技会の開催に係る基本方針に関すること。

(2) 会則の制定及び改廃に関すること。

- (3) 事業計画及び事業報告に関すること。
- (4) 予算及び決算に関すること。
- (5) 常任委員会に委任する事項に関すること。
- (6) その他重要な事項に関すること。

5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開催し、議決することができない。ただし、総会に出席できない委員等は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、出席したものとみなす。

6 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

7 会長は必要に応じて顧問又は参与に総会への出席を求めることができる。

8 会長は、必要があると認めるときは、委員に事前に送付した議案に対し書面をもって表決を求め、その結果を総会の議決に代えることができる。

（常任委員会）

第12条 常任委員会は、委員長、副委員長及び常任委員をもって構成する。

2 委員長は、会長をもって充て、副委員長は、副会長をもって充てる。

3 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

4 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれにあたる。

5 委員長に事故があるとき、又は欠けたときはあらかじめ委員長が指名した副委員長が、その職務を代理する。

6 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

- (1) 総会から委任された事項に関すること。
- (2) 専門委員会の設置並びに専門委員会への付託及び委任に関すること。
- (3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること。
- (4) その他、委員長が必要と認める事項に関すること。

7 前条第5項、第6項及び第8項の規定は、常任委員会において準用する。

8 常任委員会は、第6項の規定により審議し、決定した事項及び次条第2項の規定により専門委員から報告があった事項を次の総会に報告するものとする。

（専門委員会）

第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

2 専門委員会は、常任委員会から委任又は付託された事項について調査、審議し、その結果を常任委員会に報告するものとする。

3 前2項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関して必要な事項は、常任委員会に諮った上で、会長が別に定める。

4 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

第4章 会長の専決処分

（会長の専決処分）

第14条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で簡易なものについては、これを専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

（事務局）

第15条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

（経費）

第16条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

（予算及び決算）

第17条 実行委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

（会計年度）

第18条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

2 実行委員会の会計に関して必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 解散

（解散）

第19条 実行委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散するものとする。

2 実行委員会が解散するとき有する残余財産は、大津市に帰属するものとする。

第8章 補則

（委任）

第20条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し、必要な事項は会長が別に定める。

附則

この会則は、令和3年2月5日から施行する。

附則

- 1 この会則は、令和4年8月19日から施行する。
- 2 この会則の施行の際、現に第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会大津市準備委員会の役員、委員、顧問、参与又は専門委員である者は、それぞれ、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ大津市実行委員会の役員、委員、顧問、参与又は専門委員に委嘱されたものとする。
- 3 この会則の施行の際、現に制定されている第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会大津市準備委員会の方針、計画及び関係諸規程（様式は除く。）のうち、「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会」とあるものは、「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」と読み替え、また、「第79回国民スポーツ大会」とあるものは、「わたSHIGA輝く国スポ」に、「第24回全国障害者スポーツ大会」とあるものは「わたSHIGA輝く障スポ」と、それぞれ読み替え、さらに、「準備委員会」とあるものは「実行委員会」と読み替えるものとする。

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 大津市準備委員会総会から常任委員会への委任事項

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会大津市準備委員会会則第11条第4項第5号の規定に基づく常任委員会への委任事項は、次のとおりとする。

- 1 開催準備の総合企画及び運営に関すること
- 2 財務、広報、市民協働及び歓迎・おもてなしに関すること
- 3 競技、式典及び施設に関すること
- 4 宿泊及び医事・衛生に関すること
- 5 輸送・交通、警備・消防に関すること
- 6 その他会務に必要な事項に関すること

【令和3年4月15日 準備委員会第1回常任委員会審議】

【令和5年5月24日 実行委員会第1回常任委員会審議】

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ大津市実行委員会専門委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程はわたSHIGA輝く国スポ・障スポ大津市実行委員会会則(令和3年2月5日制定)第13条第3項の規定に基づき、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ大津市実行委員会専門委員会(以下「専門委員会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称等)

第2条 専門委員会の名称並びにわたSHIGA輝く国スポ・障スポ大津市実行委員会常任委員会からの付託又は委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第3条 専門委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名

(役員を選任)

第4条 委員長及び副委員長は、専門委員のうちからわたSHIGA輝く国スポ・障スポ大津市実行委員会専門委員会会長(以下「会長」という。)が委嘱する。

(役員の職務)

第5条 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき、又は欠けたときはあらかじめ委員長が指名した副委員長が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 専門委員会は、委員長が召集し、その議長となる。

2 専門委員会は、専門委員の過半数の出席がなければ開催し、議決することはできない。ただし、会議に出席できない専門委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。この場合において、当該専門委員は、出席したものとみなす。

3 専門委員会の議事は、出席した専門委員(代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。)の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要に応じて専門委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、委員に事前に送付した議案に対し書面をもって表決を求め、その結果を専門委員会の議決に代えることができる。

(専門部会)

第7条 専門委員会は、運営上必要があるときは、専門委員会に専門部会を設置するこ

とができる。

- 2 専門部会の委員は、会長が委嘱する。
- 3 第3条から第6条までの規定は、専門部会について準用する。この場合において、これらの条文中、「専門委員会」とあるのは「専門部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「副委員長」とあるのは「副部会長」と、「専門委員」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとする。
- 4 部会委員の任期は、専門委員の任期の例による。
- 5 専門委員会は、その定めるところにより、専門部会の決議をもって専門委員会の決議とすることができる。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、専門委員会及び専門部会の運営に関し必要な事項は、それぞれ委員長及び部会長が別に定める。

附則

この規程は、令和3年4月15日から施行する。

附則

この規程は、令和5年5月24日から施行する。

別表（第2条関係）

名 称	付 託 事 項	委任事項
総務・企画 専門委員会	1 総務企画に関すること。 2 財務に関すること。 3 広報に関すること。 4 市民運動に関すること。 5 観光及びおもてなしに関すること。 6 他の専門委員会に属さない事項に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
競技・式典 専門委員会	1 競技に関すること。 2 式典に関すること。 3 施設に関すること。 4 その他競技式典に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
宿泊・衛生 専門委員会	1 宿泊に関すること。 2 医事及び衛生に関すること。 3 その他宿泊衛生に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
輸送交通・警備 専門委員会	1 輸送及び交通に関すること。 2 消防及び警備に関すること。 3 その他輸送交通に関すること。	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 大津市開催基本方針

1 基本方針

本市は、琵琶湖や比叡、比良の山々に代表される四季折々に美しさを見せる豊かな自然、世界遺産、日本遺産を始めとする数多くの歴史と文化に彩られた恵み豊かなまちです。

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会では、「大津の魅力」を全国に発信する絶好の機会とし、市民、関係団体、行政などが協働で大会運営を行い、全国から本市を訪れる人々をあたたかい気持ちでお迎えし、年齢、性別、障害のあるなしを問わず、市民総参加により、夢や感動、連帯感を共有できる大会とすることを目指します。

また、大会の開催を契機として、本市スポーツ推進計画の目指す、市民のスポーツへの関心を高めるとともに、スポーツに親しみ、笑顔で楽しめる環境を、市民が力を合わせて共に創っていくことが出来る社会の実現に繋げてまいります。

2 実施目標

(1) スポーツで大津を元気にする大会

スポーツを「する」「みる」「支える」ことにより、市民が自らスポーツを行う環境を創る土台となり、スポーツを通じて地域に一体感や活力を醸成するきっかけとする。また、市民がライフスタイルに応じたスポーツを楽しむことができるよう生涯スポーツの普及・振興に繋がる大会を目指します。

(2) 市民協働で創る大会

市民の参加意識の高揚を図るため、大会を身近に感じてもらえるよう情報発信や啓発活動を積極的に行い、創意工夫をこらした機運づくりを図ります。市民総参加のもと、県・市・関係団体等と緊密に連携し、大会の成功を目指します。

(3) 大津の魅力を発信する大会

歴史・文化・自然など様々な大津の魅力を全国に発信するとともに、本市を訪れる人々をあたたかい気持ちでお迎えます。また、スポーツと観光を融合させたスポーツツーリズムを促進する大会を目指します。

(4) 大津の未来に負担を残さない大会

既存施設の有効活用や、大会運営の簡素化・効率化を徹底するとともに、施設整備が必要な場合は、環境に最大限配慮し、大会終了後の持続的な活用が可能で、誰もが使いやすい施設としての整備を目指します。

(5) すべての人がともに支えあう大津を目指す大会

障害のある人が主体的に大会に参画することや、障害の程度にかかわらず日常的にスポーツに親しむ環境を整えることで自己実現の機会を拡げるとともに、障害のある人もない人もみんなでスポーツを楽しむことを通じて、人と人との絆を育み、障害への理解を十分深め、ともに支え合う社会を築くことができる大会を目指します。

【令和3年4月15日 準備委員会第1回常任委員会審議】
【令和4年2月16日 準備委員会第2回常任委員会審議（第一次改定）】
【令和4年8月19日 準備委員会第3回常任委員会審議（第二次改定）】
【令和5年2月8日、10日 実行委員会第1回各専門委員会審議（第三次改定）】

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 大津市開催推進総合計画

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会の成功に向け、年齢、性別、障害のあるなしを問わず、市民総参加により、「大津の魅力」を全国に発信するとともに、夢や感動、連帯感を共有できる大会を目指し、大津市開催基本方針に基づき開催推進総合計画を定めるものとする。

1 基本方針

(1) 総務企画

県、競技団体、関係機関及び関係団体（以下「県等」という。）と緊密に連携し、両大会を一過性のスポーツイベントとすることなく、市民のスポーツへの関心を高めるとともに、スポーツに親しみ、笑顔で楽しめる環境を、市民と力を合わせて共に創っていくことができる大会とするため、総合的な計画の立案と施策の推進を図る。

(2) 財務

県等との相互協力のもと、創意工夫をこらした魅力あふれる両大会を目指し、適正かつ効率的な財務の運営を図る。

(3) 広報

両大会に対する市民の関心や参加意欲を高めるため、多様な媒体を計画的かつ効果的に活用した広報活動を積極的に展開するとともに、歴史・文化・自然など、様々な大津の魅力を全国に向けて発信する。

(4) 市民運動

市民一人ひとりが両大会開催の意義を理解し、大会を身近に感じてもらえるよう情報発信や啓発活動を積極的に行い、創意工夫をこらした機運づくりを図ることで、市民総参加のもと、一丸となって両大会を盛り上げていく。

(5) 観光・おもてなし

選手・監督をはじめ、本市を訪れる人々をあたたかい気持ちでお迎えし、大津の魅力に触れていただくとともに、心のこもったおもてなしを提供する。また、スポーツと観光を融合させたスポーツツーリズムの促進を図るとともに、本市の特色をいかし、効果的なプロモーションを実施する。

(6) 競技

県等と緊密に連携し、競技会の円滑な運営を図るとともに、競技運営に必要な用具等について

は、可能な限り現有のものを活用又は借用するなど効率的に整備を行う。

(7) 式典

表彰式等は、選手の負担にならないよう、簡素な装飾や演出に努めることを基本としつつ、あたたかみのある式典とする。

(8) 施設

国民体育大会開催基準要項に規定されている施設基準を尊重し、既存施設の有効活用に努めることを前提としながら、両大会終了後の持続的な活用が可能で、利用者にも配慮した整備に努める。

(9) 宿泊

選手・監督をはじめ、本市を訪れる人々をあたたかい気持ちでお迎えし、宿泊施設その他関係機関との緊密な連携により、安全で快適な宿舎の確保を図り、受け入れ体制に万全を期する。

(10) 医事・衛生

選手・監督をはじめ、両大会に関わる人々の健康の確保を行い、大会を快適な環境のもとで開催するため、県等と緊密に連携し、食品衛生及び環境衛生に配慮するとともに、防疫対策及び医療救護体制の確立を図る。

(11) 輸送・交通

本市の交通事情を勘案し、交通事業者その他関係機関と緊密に連携し、安全かつ効率的で確実な輸送手段の確保に努めるとともに、公共交通機関の利用を促進するなど、交通混雑の緩和と環境に配慮した輸送・交通体制の確立を図る。

(12) 消防・警備

競技会場その他大会関係施設における治安の確保や災害の防止、非常時における緊急対応に万全を期するため、県、競技団体、消防・警察その他関係機関と緊密に連携し、消防防災・警備体制の確立を図る。

2 年次計画

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会大津市開催推進総合年次計画（年度別業務一覧）は、別表のとおりとする。

(別表) 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会大津市開催推進総合年次計画(年度別業務一覧)第三次改定

年度 団体開催県	2020年度 R2 (5年前) 鹿児島県(延期)	2021年度 R3 (4年前) 三重県(中止)	2022年度 R4 (3年前) 栃木県	2023年度 R5 (2年前) 鹿児島県	2024年度 R6 (1年前) 佐賀県	2025年度 R7 (開催年)
主要行事	準備委員会設立		大会開催・会期決定 実行委員会へ改組 日本スポーツ協会・文部科学省 総合視察		リハーサル大会開催 中央競技団体最終視察	第79回国民スポーツ大会・ 第24回障害者スポーツ大会開催
準備組織	準備委員会設立発起人会 開催 準備委員会 設立総会・第1回総会開催	準備委員会 第2回総会開催 常任委員会開催 総務・企画専門委員会 設置・開催 競技・式典専門委員会 設置・開催 宿泊・衛生専門委員会 設置・開催 輸送交通・警備専門委員会 設置・開催	準備委員会第3回総会・ 実行委員会第1回総会開催 大会実施本部設置	実行委員会 第2回総会開催	実行委員会 第3回総会開催	実行委員会 第4回総会開催
①総務企画 ②財務	県準備委員会との 連絡調整 開催推進総合計画策定・ 進捗管理 本大会関係経費調査検討		県実行委員会との 連絡調整 大会運営ガイドライン作成 協賛取扱要項検討 リハーサル大会 運営経費(最終)調査 本大会運営経費(最終) 調査 識別用品整備要項策定 遺失物・拾得物 取扱要項策定 保険加入要項策定	大会実施本部 運営マニュアル作成 リハーサル大会 予算編成 本大会運営経費(最終) 調査	リハーサル大会 予算執行・決算 本大会経費 予算編成	本大会予算執行・決算 本大会用識別用品整備 本大会遺失物・拾得物 取扱実施 本大会保険加入
③広 報	準備委員会SNS開設・運営	広報基本計画策定 準備委員会ホームページ (SNS含む)開設・運営	広報啓発活動の推進 広告塔設置検討 実行委員会ホームページ (SNS含む)へ改編・運営 大会報告書編成方針決定	広告塔設置		大会報告書作成
④市民運動		市民運動基本計画策定	市民運動アクションプラン 策定 市民運動アクションプラン 実施 ボランティア募集等の 検討 ボランティア募集要項 策定 ボランティア募集・研修会実施	炬火イベント実施要項検討 リハーサル大会 ボランティア業務計画作成 本大会ボランティア 業務計画作成 リハーサル大会 ボランティア配置	炬火イベント実施要項策定 本大会ボランティア 業務計画作成 リハーサル大会 ボランティア配置	炬火イベント実施 本大会ボランティア配置
⑤観光・ おもてなし			観光・おもてなし 基本計画策定 観光・おもてなし 実施要項策定 案内所設置運営要項 策定 休憩所等設置運営要項 策定 売店設置要項策定 歓迎装飾実施要項 策定		ガイドブック・観光ガイドマップ 作成検討 リハーサル大会 案内所設置 リハーサル大会 休憩所等設置 リハーサル大会 売店設置 リハーサル大会 歓迎装飾実施	ガイドブック・観光ガイドマップ 配布 本大会案内所設置 本大会休憩所等設置 本大会売店設置 本大会歓迎装飾実施

第5回実行委員会解散総会

第79回国民スポーツ大会開催・第24回全国障害者スポーツ大会開催
大会決算書

大会報告書

(別表) 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会大津市開催推進総合年次計画(年度別業務一覧)第三次改定

年度 団体開催	2020年度 R2 (5年前) 鹿児島県(延期)	2021年度 R3 (4年前) 三重県(中止)	2022年度 R4 (3年前) 栃木県	2023年度 R5 (2年前) 鹿児島県	2024年度 R6 (1年前) 佐賀県	2025年度 R7 (開催年)
⑥ 競技 競技・式典専門委員会	競技用具整備計画(第二次)調査	競技運営基本計画策定	競技用具整備計画(第三次)調査	競技別運営計画作成 競技別実施要項(案)作成	競技別実施要項作成 競技日程・組合せ表(案)作成	競技別プログラム作成 組合せ抽選会実施
	競技役員等編成案(第一次)見直し	競技役員等編成案(第二次)作成	競技役員等編成案(第二次)見直し 競技補助員協力依頼先希望調査作成	競技用具整備(第一次) 競技会係員、競技会補助員編成計画作成	競技用具整備(第二次) 競技会係員、競技会補助員編成決定・養成	競技用具整備(最終) 競技役員等編成決定・委嘱 競技会係員、競技会補助員委嘱
	リハーサル大会開催意向(第一次)調査	リハーサル大会開催意向(第二次)調査 練習会場地(第二次)案作成 練習会場管理者へ打診	リハーサル大会開催基本計画策定 練習会場地(最終)案作成 練習会場管理者へ正式依頼	競技別リハーサル大会実施要項作成 練習会場運営要領作成		
			競技会場記録本部設置場所検討	競技会場記録本部設置場所確定	競技会場記録本部設置場所確定	競技会場記録本部設置
				デモスポ実施要項検討	デモスポ実施要項作成	デモスポ開催
				情報通信基本計画策定	情報通信業務実施要領策定	臨時通信施設架設設置
⑦ 式典		式典基本計画策定		式典実施要項作成	式典実施要項作成	各競技会 開始式・表彰式の実施
⑧ 施設 競技・式典専門委員会	競技施設整備計画(第三次)作成	競技施設整備計画(第四次)作成 施設整備基本計画策定	競技施設整備計画(第五次)作成	競技施設整備計画(第六次)作成 リハーサル大会会場設置仕様書作成	競技施設整備計画(第七次)作成 リハーサル大会会場設置 本大会会場設置仕様書作成	本大会会場設置
		競技施設整備の実施				
⑨ 宿泊 宿泊・衛生専門委員会	第一次 仮配宿シミュレーション	宿泊基本計画策定	弁当需要 見込み数 等調査 弁当調達要項策定 弁当部会設置要項策定	第二次 仮配宿シミュレーション 弁当調達業者指定	第三次 仮配宿シミュレーション リハーサル大会弁当調達実施	本大会宿泊本部設置 本大会配宿実施 本大会弁当調達実施
		医事・衛生基本計画策定	医療看護要項策定 感染症(防疫)対策要項策定 食品衛生対策要項策定 環境衛生対策要項策定	医療看護実施要領策定 リハーサル大会 看護所設置計画作成	本大会看護所設置計画作成 リハーサル大会 看護所設置	本大会看護所設置 本大会医事衛生本部設置 本大会廃棄物処理計画作成 本大会廃棄物処理実施
⑩ 輸送交通 輸送交通・警備専門委員会		輸送・交通基本計画策定	輸送・交通実施要項策定 リハーサル大会輸送計画策定	計画輸送シミュレーション 競技会場地輸送(第一次)調査	本大会輸送計画策定 競技会場地輸送(第二次)調査	本大会輸送本部設置
			消防防災・警備基本計画策定 リハーサル大会 消防警備計画策定		本大会消防警備計画策定 リハーサル大会 消防警備本部設置	本大会消防警備本部設置

第79回国民スポーツ大会開催・第24回全国障害者スポーツ大会開催

大会報告書

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 大津市宿泊基本計画

1 目的

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他の関係者（以下「大会参加者」という。）をあたたかい気持ちでお迎えし、「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会大津市開催推進総合計画」に基づき、宿泊施設及びその他関係機関との緊密な連携により、安全で快適な宿舎の確保を図り、より多くの人の受け入れができる効率的な配宿体制の確立に努める。

2 内容

(1) 宿舎

- ア 大会参加者の宿舎は、原則として市内の旅館等（旅館業法の許可を受けて営業を行う旅館、ホテル及び簡易宿所をいう。以下同じ。）とする。
- イ 市内の旅館等で大会参加者を収容することが困難な場合は、県、関係機関、関係団体等と協議のうえ、公共施設や近隣市町の旅館等を利用する。
- ウ 風紀上、衛生上及び安全対策上支障があると認められる宿舎は利用しない。

(2) 配宿

- ア 選手・監督及び競技会に関わる役員の配宿は、競技会場及び練習会場までの交通状況等を考慮し、大会運営に支障のないよう留意して行う。
- イ 選手・監督の配宿は、都道府県別、競技別、競技種別及び男女別を考慮する。
- ウ 役員、視察員、報道員等の宿舎は、原則として選手・監督とは別の宿舎とする。
- エ 大会参加者を近隣市町の旅館等に配宿する場合は、県と協議して行う。

(3) 宿泊料金

大会参加者の宿泊料金は、県と旅館等の関係団体との協議を経て、公益財団法人日本スポーツ協会において決定されたものを適用する。

(4) 食事

大会参加者に提供する食事は、衛生面や栄養バランスを考慮するとともに、地元の新鮮な食材を取り入れた郷土色豊かなものを提供する。

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 大津市医事・衛生基本計画

1 目的

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」の医事・衛生については、参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他の関係者並びに一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）が十分な活躍と観覧ができるよう万全を期するため、「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会大津市開催推進総合計画」に基づき、県、競技団体、関係機関及び関係団体と緊密に連携し、食品衛生及び環境衛生に配慮するとともに、防疫対策及び医療救護体制の確立に努める。

2 内容

(1) 医療救護

大会参加者等の傷病の発生に速やかに対処するため、関係機関・関係団体等の協力を得て、各競技会場に救護所を設置するとともに、応急処置及び必要に応じた医療機関への移送など、医療救護体制を整える。

(2) 防疫

大会参加者等の感染症の発生及びまん延を防止するため、関係機関・関係団体等の協力を得て、防疫体制を整えるとともに、防疫及び衛生に対する意識の向上を図る。

(3) 食品衛生

大会参加者等の食中毒の発生予防に努め、飲食物の安全を期するため、関係機関・関係団体等の協力を得て、宿舎及び食品取扱施設等の監視、指導を行うとともに、食品衛生に対する意識の向上を図る。

(4) 環境衛生

大会参加者等に清潔で快適な環境を提供するため、関係機関・関係団体等のもとより、広く市民の協力を得て、宿舎の衛生対策、廃棄物の適正な処理、ねずみ・衛生害虫等の駆除、飲料水による事故の防止、動物の適正管理等に努めるとともに、環境衛生に対する意識の向上を図る。

第79回国民スポーツ大会大津市食品衛生対策要項

1 趣旨

この要項は、「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会大津市医事・衛生基本計画」に基づき、第79回国民スポーツ大会「わたSHIGA輝く国スポ」(以下「国スポ」という。)における食品衛生対策について万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会大津市準備委員会(以下「市準備委員会」という。)は、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関、関係団体等の協力を得て食品衛生対策を実施する。

3 食品衛生対策

(1) 食品衛生に対する意識の向上

食品関係事業者並びに市民及び国スポ参加者等に食品衛生に関する意識の向上を図り、食品の衛生的取扱いの向上に努める。

(2) 食品衛生管理の強化

保健所及び関係機関、関係団体等の協力を得て、弁当調製施設、宿泊施設、土産食品の製造・販売施設、競技会場等の食品販売店に対して食品衛生管理の強化を図り、施設の衛生確保及び食品の衛生的取扱いの向上に努める。

(3) 健康管理

関係機関、関係団体等と連携し、食品関係事業者に対し、食中毒の発生予防を重点とした従事者の健康管理の徹底及び病原体保有者の発見に向けた検査の実施を励行するよう指導する。

ア 対象者

- (ア) 大会参加者等が宿泊する施設の食品関係従事者
- (イ) 大会参加者等に昼食(弁当を含む。)を提供する食品関係従事者
- (ウ) 競技会場等において食品を提供する売店の従事者
- (エ) その他市準備委員会が必要と認めた者

イ 病原体保有者に対する対策

健康管理又は健康診断の結果、病原体保有者と判断された者については、感

染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等に基づき必要な対策を講じる。

(4) 食中毒発生時の対応

国スポ参加者等に食中毒患者が発生した場合は、食品衛生法等に基づき必要な措置を講じるとともに、関係機関、関係団体等が迅速に対応できるよう必要な連絡体制を整備する。

4 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における食品衛生対策についても、必要に応じてこの要項を準用する。

附則

この要項は、令和4年6月30日から施行する。



国スポ弁当について

1. 国スポ・リハーサル大会とは

国民スポーツ大会(国スポ)は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとするを目的に、毎年都道府県持ち回りで開催されています。滋賀県で開催されるのは44年ぶりです。

また、令和6年度中に開催するリハーサル大会は、令和7年の本大会に備え競技会運営能力の向上と市民の国スポや競技に対する関心を高め、理解を深めるため、実行委員会と競技団体が協力して開催するものです。

※令和6年より、現在の国民体育大会(国体)から国民スポーツ大会(国スポ)に名称が変更されます。

2. 国スポ弁当とは(先催市の例は裏面)

① 幹旋弁当(選手・監督など) 1,000円(税抜)/個(想定価格)

食材に大津市産、滋賀県産の特産品を積極的に活用することで、県外から来られる方々に大津、滋賀の魅力を伝えます。安心安全な提供のための食品衛生対策、アレルギーの情報提供、栄養バランスがよく消化吸収や体力維持、疲労回復に効果的な献立などの配慮した食事を目指します。

② 支給弁当(競技役員・競技補助員など) 800円(税抜)/個(想定価格)

幹旋弁当に可能な限り準じます。

※弁当の単価には、お茶、割り箸、つま楊枝、お手拭き、持ち運び用ビニール袋、冷蔵庫等による配達・待機、弁当ガラの回収等の費用が含まれるものとします。

※弁当価格は、令和6年6月頃に滋賀県が価格の方針を決め、それを基に検討し決定します。

本大会では幹旋弁当と支給弁当の2種類を提供することになりますが、リハーサル大会では支給弁当のみ提供します。本大会では実行委員会が外箱を用意しますが、リハーサル大会では外箱の指定はせず、箱も中仕切りトレイも各弁当調製施設でご用意いただくこととなります。サイズや形の指定もないため、普段提供いただいているものをご使用いただけます。

3. 本大会までの流れ

令和5年度			令和6年度			令和7年度			
9月	12月	3月	7月		12月	4月	7月	9月	10月
●弁当調製施設の募集		●業務説明会	●リハーサル大会の弁当調製			●最終メニュー作成		●会期前競技分弁当調製	
	●弁当調製施設の指定		●メニュー案募集				●業務説明会		●本大会競技分弁当調製

※あくまで予定であり、変更することがあります。

【先催市の例】

●栃木国体 宇都宮市



●栃木国体 塩谷町



●栃木国体 茂木町



●栃木国体 大田原市



●三重国体 多気町・松阪市



弁当調製施設選定から納品・精算までのイメージ図

県 ⇒ 開閉会式及び県開催競技、障スポの弁当

・公募等で弁当調製施設の選定
 ・弁当献立案作成
 (宿泊専門委員会・
 弁当部会)

① 市 ⇒ 施設選定等

【弁当部会で検討(審議報告)】

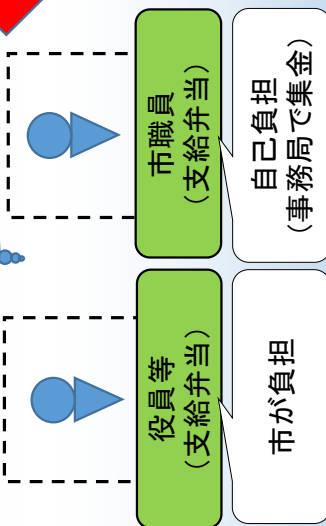
① 調製施設(弁当業者)の選定

部会・公募等にて市実行委員会が選定
 国スポ時提供可能数が●食以上、保冷車等の
 有無ほか一定の条件を付す。

【実務】

- ① 弁当調達計画の作成
 弁当業者と配布会場の組合せ決定
- ② 調達見込数の作成
- ③ 引換所設置計画の作成
 競技担当と連携し設置場所等検討

必要数の集計



※メニュー、料金、容器デザイン等は
 別途、弁当部会で検討する。

② 弁当業務代行事業者 ⇒ 実際の調達業務

- ① 弁当センターの設置運営
 市実行委員会への連絡調整、弁当引換所現場担当者への指示命令など
- ② 弁当調達計画の精査・修正
 精査修正を行うもの。
- ③ 弁当業者との連絡調整及び配送計画の作成
 調製施設と必要な協議を行い、納品時間・搬入経路等の配送計画
 を作成する。
- ④ 弁当の受付
【斡旋弁当】
 ・委託業者が構築した弁当申込システム (webサイト) にて希望者からの
 受付を実施。(新規・変更・取消)
 ・引換券の交付 (システムから各自印刷)
 または、QRコードの提示

【支給弁当】

- ・市実行委員会の集計報告に基づき受付
- ・引換券の作成 & 交付 (業者 → 市実行委員会)

⑤ 弁当の発注

弁当センターが一本化して弁当業者に発注

⑥ 弁当引換所の設置

- ・市実行委員会が設置する弁当引換所に現場担当者を配置する。
- ・数量の確認、引換作業、検温検査、温度管理、弁当ガラ回収などの
 現場業務

⑦ 弁当代金の受領、領収書発行

- 【斡旋弁当】 ⇒ 申込代表者に請求書送付、代表者が指定口座に入金
- 【支給弁当】 ⇒ 市実行委員会が予算化し、弁当業者が受領
- 【支給弁当 (市職員)】 ⇒ 市実行委員会が集金し、弁当業者が受領

⑧ 弁当業者への支払い

弁当業者からの請求を受け、弁当センターが一本化して支払いを行う。

⑨ 申込者からの問い合わせ対応、緊急連絡体制の確立など

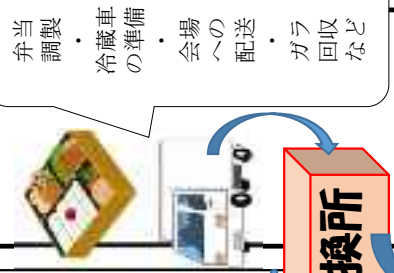
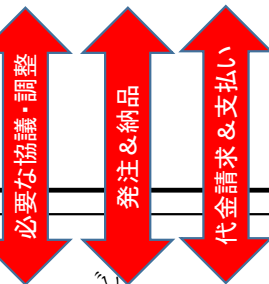
委託業者

・弁当調達業務委託

業務委託

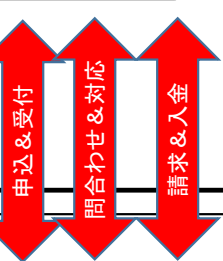
発注・納品・精算

弁当業者



選手・監督 (斡旋弁当)

選手・監督が負担



※リハ大会時は業務委託を実施せず、支給弁当について市から弁当業者へ直接発注 & 支払い

第79回国民スポーツ大会大津市医療救護要項

1 趣旨

この要項は、「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会大津市医事・衛生基本計画」に基づき、第79回国民スポーツ大会「わたSHIGA輝く国スポ」（以下「国スポ」という。）における医療救護について万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会大津市準備委員会（以下「市準備委員会」という。）は、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関、関係団体等の協力を得て医療救護を実施する。

3 救護所の設置

(1) 設置場所

救護所は、各競技会場の適切な場所に設置する。

(2) 人員配置

救護所には、必要に応じて医師、看護師、保健師、救急隊員等を配置する。

(3) その他

救護所には、必要に応じて医薬品（ドーピング禁止物質を含有しないものに限る。以下同じ。）、医療器具、AED等を配備する。

4 医療救護体制

医療救護体制については、次のとおり適切な対応を行う。

(1) 救護所における医療救護

救護所では、傷病者に対する応急処置を行うほか、必要に応じて医療機関に移送する。

(2) 練習会場における医療救護

練習会場に医薬品等を配備するとともに、必要に応じて係員等を配置する。

(3) 国スポ関連イベント等における医療救護

大津市主催及び大津市内で開催される国スポ関連イベント等に関して、必要に応じて医療救護を実施する。

(4) 宿舎における医療救護

宿舎において、国スポ参加者等に傷病者が発生した場合には、宿舎提供者が必要に応じて医療機関の紹介又は救急自動車の出動依頼を行うとともに、その旨を速やかに大津市実施本部に連絡する。

また、市準備委員会は、本役割について宿舎提供者への周知に努める。

(5) 救急自動車等の配備

救急自動車等の配備については、別途、関係機関、関係団体等と協議して定める。

5 医療費の負担

救護所での応急処置に係る費用及び救急自動車等による移送費用を除き、医療費は全て受診者が負担するものとする。

6 その他

(1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(2) 競技別リハーサル大会における医療救護についても、必要に応じてこの要項を準用する。

附則

この要項は、令和4年6月30日から施行する。

第79回国民スポーツ大会大津市感染症（防疫）対策要項

1 趣旨

この要項は、「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会大津市医事・衛生基本計画」に基づき、第79回国民スポーツ大会「わたSHIGA輝く国スポ」（以下「国スポ」という。）における感染症（防疫）対策について万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会大津市準備委員会（以下「市準備委員会」という。）は、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関、関係団体等の協力を得て感染症（防疫）対策を実施する。

3 感染症（防疫）対策

（1）衛生に対する意識の向上

感染症の発生予防のため、市民及び国スポ参加者等の衛生に対する注意喚起を図り、手洗いをはじめとする感染対策等、予防に向けた取り組みを奨励する。

（2）感染症に関する情報の収集及び提供

国スポ参加者等に感染症が発生した場合は、関係機関、関係団体等が迅速に対応できるよう必要な連絡体制を整備する。

また、大津市での流行状況を常に監視し、ホームページ等を活用し国スポ参加者等への情報提供及び注意喚起を行う。

（3）感染症患者（疑似症患者、無症状病原体保有者を含む。）に対する措置

国スポ参加者等に感染症患者が発生した場合は、感染症患者に対して医療機関に関する情報を迅速に提供するなど、適切な治療を受けられるよう努める。

また、感染の拡大防止に向けて保健所等の関係機関、関係団体等の指導・助言を遵守するとともに、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等に基づき必要な措置を講じる。

4 その他

（1）この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

（2）競技別リハーサル大会における感染症（防疫）対策についても、必要に応じてこ

の要項を準用する。

附則

この要項は、令和4年6月30日から施行する。

第79回国民スポーツ大会大津市環境衛生対策要項

1 趣旨

この要項は、「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会大津市医事・衛生基本計画」に基づき、第79回国民スポーツ大会「わたSHIGA輝く国スポ」(以下「国スポ」という。)における環境衛生対策について万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会大津市準備委員会は、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関、関係団体等の協力を得て環境衛生対策を実施する。

3 環境衛生対策

(1) 環境衛生に対する意識の向上

関係機関、関係団体等と連携し、市民及び国スポ参加者等の環境衛生に対する意識の向上を図り、環境美化の推進に努める。

(2) 会場の環境美化

関係機関、関係団体等と連携し、競技会場及び練習会場等の衛生管理体制を確立し、会場を清潔に保持するよう努める。

(3) 生活環境の美化

関係機関、関係団体等と連携し、会場、宿舎等の周辺における道路、河川、公園等公共の場所の清掃を積極的に行うとともに、ごみの不法投棄、空き缶等のポイ捨ての防止に向けた啓発に努める。

(4) 宿舎の衛生対策

宿舎の管理者と連携し、宿泊者が快適な条件のもと過ごせるような宿舎及びその周辺の環境衛生管理が適切に実施できるよう強化を図る。

(5) 廃棄物の適正な処理

会場等における廃棄物の発生抑制、分別収集を徹底し、可能な限りリユース及びリサイクルに努める。

また、リサイクルができない廃棄物については適正な処理に努める。

(6) ねずみ・衛生害虫等の駆除

民間団体、地域住民等の協力を得て、ねずみ及び衛生害虫等の発生防止対策の啓発に努めるとともに、必要に応じて予防及び駆除による衛生的な環境の確保を図る。

(7) 飲料水による事故の防止

水道事業者、その他関係機関、関係団体等と連携し、必要に応じて水質検査等を行うとともに、施設等の維持管理に関する指導の強化を図るなど、飲料水の衛生保持に努める。

(8) 動物の適正管理

関係機関、関係団体等と連携し、会場、宿舎等の周辺における動物による危害の防止を図る。

また、飼い犬、猫等の適正な飼養管理に向けた啓発に努める。

(9) 受動喫煙防止対策

受動喫煙防止に関する意識の向上を図り、会場の敷地内禁煙化に努める。ただし、会場敷地内及び会場周辺における受動喫煙防止、防火対策及び環境美化のために必要と認められるときは、健康増進法第28条第13号に定める「特定屋外喫煙場所」の要件を満たした場合に限り、会場敷地内の屋外の一部に、例外的に喫煙所を設置することができる。

4 その他

(1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(2) 競技別リハーサル大会における環境衛生対策についても、必要に応じてこの要項を準用する。

附則

この要項は、令和4年6月30日から施行する。

わた SHIGA 輝く国スポ 会場地市町医療救護業務推進指針(案)

1 趣旨

この指針は、「第 79 回国民スポーツ大会 医療救護要項」に基づき、わた SHIGA 輝く国スポ大会(以下「大会」という。)において、会場地市町準備(実行)委員会(以下「会場地委員会」という。)が実施する医療救護に関して必要な事項を定めるものとする。

2 実施体制

会場地委員会は、医療救護業務を実施するため、競技会場に救護所を設置し、救護所には救護班を配置する。また、必要に応じて救護本部を設置し、医療救護業務を総括する。

3 関係機関等との連携

会場地委員会は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会(以下「県委員会」という。)と相互に連携を図るとともに、医療機関、地元消防署その他の関係機関・団体の協力を得て業務を実施する。

4 競技会場における医療救護

(1) 救護所の設置

- ア 救護活動が円滑に行えるよう、適切な場所に、適切な数の救護所を配置する。
- イ 救護所出入口付近に、救護所を明示する看板等を設置する。
- ウ 救護所内部は、衛生管理に留意するとともに、外部から見えないよう配慮する。

(2) 救護班の配置

- ア 救護班は、医師、歯科医師、看護師、保健師、アスレティックトレーナー、事務職員等により、必要に応じた班編成とする。
- イ 救護班に従事する医師、看護師等の編成は、競技の特性を踏まえ、競技団体と協議の上、医療機関、関係団体等の協力を得て行う。

(3) 救護班の業務

- ア 応急処置
 - (ア) 傷病者が発生した場合は、応急処置を行うとともに、「処置記録兼診療依頼書」(参考様式第1号)に所定の事項を記入する。
 - (イ) 医師等の判断により傷病者を医療機関に搬送する必要があると認めた場合は、救急自動車等の出動を要請するなどの措置を講じるとともに、速やかに会場地委員会に報告する。
 - (ウ) 医療機関に搬送する傷病者に対し、「処置記録兼診療依頼書」(参考様式第1号)の写しを交付する。
- イ 記録・報告等

当日の業務終了後、「取扱傷病者一覧表」(参考様式第2号)を作成し、「処置記録兼診療依頼書」(参考様式第1号)とともに会場地委員会に提出する。

(4) 医薬品等の配備

- ア 救護所に、当該会場の競技特性等を勘案の上、医薬品、医療機器、AED(自動体外式除細動器)等必要な物品を配備する。
- イ ドーピング禁止物質を含有する医薬品は配備しない。

(5) 通信連絡体制の整備

電話、無線、ファクシミリ等の通信機器を必要に応じて配備し、通信連絡体制を整備する。

(6) 救急搬送体制の確保

関係機関と協議し、必要に応じ、競技会場に救急自動車等を配備する。

5 練習会場及び会場地委員会主催の大会関連イベントにおける医療救護

練習会場及び会場地委員会主催の大会関連イベントにおいても、必要に応じて、上記4に準じ、必要な医療救護体制を整備する。なお、会場に救護所を設置しない場合においても、係員等を配置するなど、連絡や応急手当を行える体制を整える。

6 宿泊施設における医療救護の支援

(1) 宿泊施設の責任者に対する周知徹底

宿舎提供者に対し、選手・監督、役員、視察員、報道員およびその他関係者が宿舎で発病・負傷した場合には、必要に応じて救急自動車等の出動要請や最寄りの医療機関の紹介を行うとともに、速やかに会場地委員会に報告するよう宿泊施設の責任者に対し周知徹底を図る。

(2) 搬送情報の把握

傷病者が医療機関に搬送された場合、宿泊施設の責任者又は傷病者の関係者から、傷病者の住所、氏名、性別、年齢、連絡先、参加区分、傷病の発生時間、発生場所、発生原因及び現在の状況、搬送先の医療機関及び搬送方法等必要な事項を確認する。

7 研修等の実施

医療救護に従事する実施本部員等を対象とした業務マニュアルを作成し、研修等を実施する。

8 医療機関の確保等

医療機関に搬送する必要がある傷病者の発生に備え、傷病者の受入れが円滑に行われるよう予め医療機関に協力を要請する。

9 県委員会への報告

大会期間中に入院患者が発生した場合は速やかに「入院患者発生速報」(参考様式第3号)により、県委員会に報告する。

また、全競技終了後、「取扱傷病者一覧表」(参考様式第2号)を競技会場ごとに取りまとめ、県委員会に報告する。

10 その他

(1) 赤十字標章を使用する場合は、事前に日本赤十字滋賀県支部の許諾を得ることとし、県委員会を通じて必要な手続きを行う。

(2) 医療救護関係者の留意事項は、次のとおりとする。

ア 傷病者の状況を記録し、関係者からの問い合わせに支障のないよう配慮する。

イ 医療機関に搬送した傷病者については、その後の症状経過を把握するよう努める。

ウ 傷病者のプライバシーの保護に努める。

(3) この指針は、必要に応じて、競技別リハーサル大会における医療救護について、準用するものとする。

(4) この指針に定めるもののほか、医療救護の実施に関して必要な事項は、会場地委員会が別に定める。

処置記録兼診療依頼書

取扱救護所		発行番号		No.		
発症場所		対応日時		令和 年 月 日		
				午前・午後 時 分 ~ 時 分		
傷病者情報	ふりがな 氏名	男 女	参加区分	選手・監督・役員・観客 その他()		
	生年月日 他	西暦 年 月 日 生 歳	競技名/会場名	/		
	住所 連絡先	都道府県名()		宿舍の名前		
		(TEL - -) (携帯 - -)		付添者	(携帯 - -)	
保険証所持の有無		有 ・ 無				
応急処置の内容	傷病内容	胃腸障害 感冒 貧血 頭痛 熱中症 疲労 眼症 耳症 歯牙外傷 打撲 捻挫 骨折 脱臼 筋腱断裂 挫創 切創 裂創 その他()				
	受傷部位					
	発症(事故)原因					
	バイタルサイン	体温	℃	脈拍	血圧 / mmHg	
	現病歴			服薬	有()	
	既往歴				無	
	処置内容	処置時間:午前・午後 時 分				
	使用医薬品					
	搬送	有 ・ 無	[・競技復帰 ・その他 ・棄権 ()]			
救護所医師等氏名	職種 医師 ・ その他() 氏名					

搬送先医療機関 担当医 様

わたSHIGA輝く国スポ大会において発症した上記の者に対する診療をお願いいたします。

令和 7 年 月 日

わたSHIGA輝く国スポ〇〇〇〇実行委員会
会長 〇〇 〇〇

※ 本書を医療機関へ送付すること並びに搬送先医療機関からわたSHIGA輝く国スポ〇〇〇〇実行委員会に返送することについては、個人情報の保護に万全を期すとともに大会の統計資料に利用すること以外には使用しないことを条件に承諾します。

同意欄(署名)

(裏面)

FAX送信票

宛先	わたSHIGA輝く国スポ〇〇〇〇実行委員会 医療救護担当 宛 FAX番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
----	--

発信者名	医療機関名	担当者 (所属)
	住所	(氏名)
	TEL	FAX

下記診療内容欄に記入後、この用紙を、わたSHIGA輝く国スポ〇〇〇〇実行委員会まで当日中にFAXで送付くださいますようお願いいたします。

診療内容	傷病名	
	治療内容 使用医薬品	
	その他	診療医師名 _____

※ 御不明な点等ございましたら、下記まで御連絡ください。
TEL 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
わたSHIGA輝く国スポ〇〇〇〇実行委員会

【救護所で記載】

取扱救護所		診療依頼書発行番号	No.
-------	--	-----------	-----

取扱傷病者一覽表

月 日

会場地

競技名

区分	救護所取扱傷病者数						医療機関への搬送者数					
	選手	監督	役員	観客	その他	計	選手	監督	役員	観客	その他	計
胃腸障害												
感冒												
貧血												
頭痛												
熱中症												
疲労												
眼症												
耳症												
打撲												
捻挫												
骨折												
脱臼												
筋腱断裂												
(挫・切・裂) 創												
歯牙の外傷												
その他												
合計												

※ この様式は、一日の業務終了後に救護所で集計し記載すること。

入院患者発生速報

令和 年 月 日 午前・午後 時 分

宛先	わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会 医療救護担当 宛 FAX : 077-528-4836	
会場地委員会名	競技会場名	報告者氏名

患者	ふりがな 氏名	男 女	参加区分	選手、監督、役員、 観客、その他
	都道府県名	年 月 日生	競技種目	
宿 舎 名				
発 生 時 間	月 日 ()	午前 午後	時 分	
発 生 場 所				
発 生 原 因 及 び 状 況				
症 状				
競 技 参 加 の 支 障 の 有 無				
入院先医療機関名				
使 用 医 薬 品				
備 考				

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 感染症対策実施要領(案)

1 趣旨

この実施要領は、「第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会防疫対策要項」に基づき、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会(以下「県委員会」という。)と会場地市町実行委員会(以下「会場地委員会」という。)が相互に連絡調整を図り、滋賀県、会場地市町、関係機関、団体等とともに実施する感染症対策に関して必要な事項を定め、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ(以下、「両大会」という。)における感染症の発生およびまん延防止を図ることを目的とする。

2 実施内容

(1) 広報活動

ア 手洗いの励行等基本的な感染症対策

両大会の選手・監督、役員、視察員、報道員およびその他関係者ならびに一般観覧者(以下「両大会参加者等」という。)に対し、手洗いや咳エチケット等の基本的な感染症対策を周知し、正しい知識の普及および意識の啓発を図る。

イ 活動の内容

(ア) 県委員会

県委員会は、滋賀県感染症対策主管課(以下「県感染症対策主管課」という。)と連携し、次により広報活動を実施する。

- a 啓発用ポスター・リーフレット等の作成・掲示、市町・関係団体等への配布
- b テレビ、ラジオ、広報誌、ホームページ等県広報媒体を活用した PR
- c 県委員会ホームページへの掲載

(イ) 会場地委員会

会場地委員会は、保健所(大津市保健所を含む。以下同じ。)および市町担当課と連携し、次により広報活動を実施する。

- a 県委員会が作成した啓発用ポスター・リーフレット等の配布・掲示
- b 広報誌、ホームページ等市町広報媒体を活用した PR
- c 各種講習会およびイベント等を活用した PR

(2) 感染症発生状況の情報共有

感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症法」という。)に基づき、両大会及び前後の必要な期間中の感染症の発生動向を早期に探知するため、県感染症対策主管課と連携して別紙に基づき強化サーベイランスを実施する。

(3) 感染症予防に関する衛生備品の配備

県委員会および会場地委員会は、以下の分担により、両大会期間中における感染症の発生予防および

まん延防止のため、各会場の入り口や手洗い設備等に、必要に応じて手指消毒液やマスク等の衛生備品を配備する。

(ア) 県委員会

両大会の開・閉会式会場

国スポの競技会場・練習会場(県が主催または市町と共催するものに限る。)

障スポの競技会場・練習会場

(イ) 会場地委員会

国スポの競技会場・練習会場(県が主催するものを除く。)

(4) 緊急連絡体制

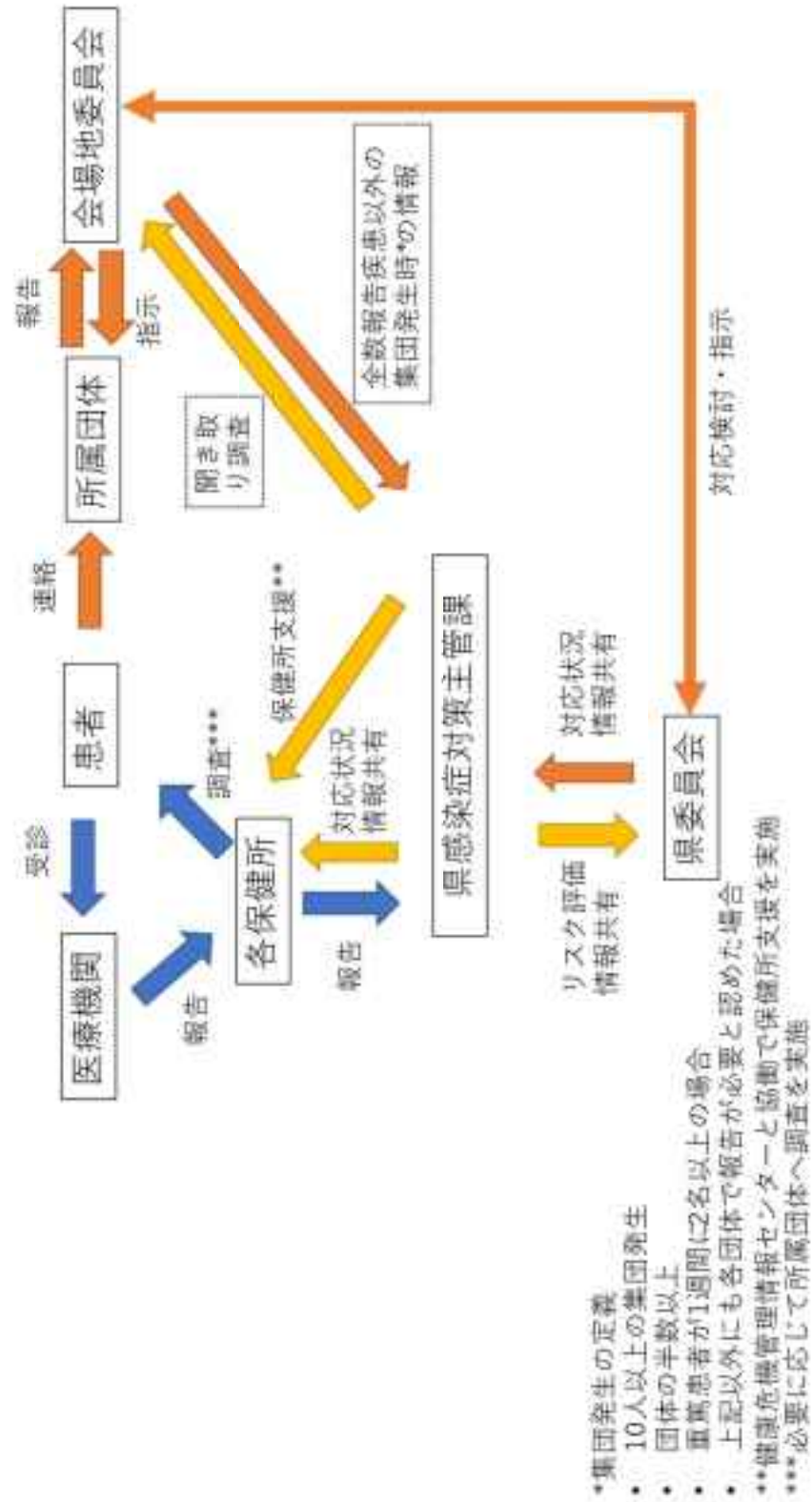
県委員会および会場地委員会は、参加者等に感染症患者が発生した場合に備え、関係機関が迅速に対応できるよう、別記により連絡体制を整備することとし、両大会参加者等に感染症患者(疑似症患者、無症状病原体保有者を含む。)が発生した場合は、別記に基づいて、県感染症対策主管課との情報共有など必要な対応を行う。

3 その他

(1) 新型インフルエンザ等への対策については、県および市町が別に定める行動計画およびマニュアル等によるものとする。

(2) この実施要領に定めるもののほか、必要な事項は県委員会と県感染症対策主管課および保健所が協議の上、別に定めるものとする。

感染症(疑いを含む。)発生時の緊急連絡体制



感染症(疑いを含む。)発生時の連絡先一覧

保健所	所在地	連絡先 (感染症担当係)	管轄地域
草津保健所	〒525-8525 草津市草津三丁目 14-75	TEL:077-562-3534 FAX:077-562-3533	草津市、栗東市、守山市、野洲市
甲賀保健所	〒528-8511 甲賀市水口町水口 6200	TEL:0748-63-6147 FAX:0748-63-6142	甲賀市、湖南市
東近江保健所	〒527-0023 東近江市八日市緑町 8-22	TEL:0748-22-1253 FAX:0748-22-1617	近江八幡市、東近江市、日野町、竜王町
彦根保健所	〒522-0039 彦根市和田町 41	TEL:0749-21-0283 FAX:0749-26-7540	彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町
長浜保健所	〒526-0033 長浜市平方町 1152-2	TEL:0749-65-6662 FAX:0749-63-2989	長浜市、米原市
高島保健所	〒520-1621 高島市今津町今津 448-45	TEL:0740-22-2526 FAX:0740-22-5693	高島市
大津市保健所 (保健予防課)	〒520-0047 大津市浜大津四丁目 1-1 明日都浜大津 1 階	TEL:077-522-7228 FAX:077-525-6161	大津市

◆県担当課及び実行委員会

担当部署	所在地	連絡先
滋賀県感染症対策主管課	〒520-8577 大津市京町四丁目 1-1	TEL:077-562-9044 FAX:077-528-4866
滋賀県国スポ・障スポ大会局 施設調整室 宿泊・衛生係	〒520-0807 大津市松本一丁目 2-1	TEL:077-528-3286 FAX:077-528-4836

強化サーベイランス実施要領

1 背景および目的

2025年わた SHIGA 輝く国スポ・障スポは、期間中に県外から多くの選手およびスタッフ、報道関係者、ボランティアが集まる全国規模のイベントである。そのため、参加者の安全確保はもちろんのこと、開催する地域への負の影響を与えないように、計画的に準備し、十分なリソースを確保することが必要である。

過去の全国規模イベントにおける国内の感染症の集団発生事例としては、侵襲性髄膜炎菌感染症や麻疹等複数の事例があるため、感染症の早期探知による拡大防止が重要となる。

しかしながら、現状では感染症の発生状況についての公表情報としては、感染症情報センターが発行する『滋賀県感染症発生動向調査 感染症週報』のみであり、速報性に乏しい現状にある。また、日々の情報が確認できる学校等欠席者・感染症情報や薬局サーベイランス情報なども週報への掲載の利用のみである。

そのため、イベント開催期間およびその前後に強化サーベイランスを実施することで、早期に異常を探知し、関係機関に情報共有することを目的とし、実施する。

2 方法

既存のサーベイランスシステムの情報を活用し、県内(大津市含む)の大会に関連する事案を日々リスク評価する。リスク評価の結果を日報にして、県内(大津市含む)の関係機関に提供する。

I. 分析に用いるデータと分析機関

以下に示す既存のサーベイランスシステムを用いて、そのデータを集約・分析し、関係機関との情報共有を行うため日報を作成する。分析対象は、各保健所圏域単位(学校欠席者・感染症情報システムは市町単位)で行い、健康危機管理情報センターおよび健康危機管理課が分析する。

- ・ 感染症発生動向調査患者サーベイランス
- ・ 疑似症定点サーベイランス
- ・ 薬局サーベイランス
- ・ 学校等欠席者・感染症情報(保育園サーベイランスを含む)

(1) 感染症発生動向調査患者サーベイランス

感染症法(第12条及び第14条)に基づき、診断医療機関から保健所へ届出のあった情報を集約するシステム(以下、NESIDシステム)を活用し、日々の感染状況を把握する。東京2020

オリンピック・パラリンピック競技大会で用いられた強化サーベイランス活動(IASR Vol.43 p155-156: 2022年7月号)を参考に、以下の4つの疾患*を強化対象疾患とする。

1. 腸管出血性大腸菌(EHEC)感染症
2. 侵襲性髄膜炎菌感染症(IMD)
3. 麻しん
4. 風しん

*その他、情報共有が必要な届出疾患の報告があった場合はその都度対応する。

(2) 疑似症定点サーベイランス

原因不明の重症の感染症の発生動向を早期に把握することを目的として、疑似症*サーベイランスを実施する。NESID システムを用いて疑似症患者の登録を確認する。

*疑似症とは:法第14条第1項で厚生労働省令で定める疑似症は、発熱、呼吸器症状、発しん、消化器症状又は神経症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般的に認められる医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断したもの

(3) 薬局サーベイランス

薬局サーベイランスとして、感染症流行探知サービスを利用する。この探知サービスは、2009年1月から全国的に実施されており、滋賀県内では合計215か所の薬局が参加している(2023年6月14日時点 大津市保健所管内:36か所、草津保健所管内:46か所、甲賀保健所管内13か所、東近江保健所管内:48か所、彦根保健所管内:32か所、長浜保健所管内:28か所、高島保健所管内12か所)。

情報として、以下の5つの薬剤(薬効分類)ごと、保健所圏域ごとの流行状況情報を活用する。アラートは、各圏域の参加している薬局の過去のデータの季節性、曜日、休日明けか否かなど、長期的な傾向から当日の患者数を予測して、そこから大きく上回った場合に『異常』として探知する仕組みである。『異常』基準は3種類あり、25回/1000回の確率予測は『低度異常』、10回/1000回は『中度異常』、1回/1000回は『高度異常』と分類している(感染症流行探知サービスのマニュアルより)。

- ・ 解熱鎮痛剤(年齢区分なし)
- ・ 総合感冒薬(年齢区分なし)
- ・ 抗生物質全般(年齢区分なし)

- ・ 抗インフルエンザ薬(0歳～15歳、16歳～64歳、65歳～の3区分)
- ・ アシクロビル製剤等(0歳～15歳、16歳～64歳、65歳～の3区分)

評価は、各参加薬局を保健所ごとに分割して、地域での異常探知として一致度を求めている。一致度は、低度、中度、高度の異常が探知された薬局数を基に、圏域の点数として定義している。例えば、圏域内のすべての薬局で同日に高度異常となった場合、100%となる。また、薬局の半数で高度異常が認められた場合は、50%となる。中度異常、低度異常である場合は、2/3、1/3で点数化される仕組みとなっている。

この一致度が、圏域内で10%を超過した場合にレベル1、20%を超過した場合にレベル2、30%を超過した場合レベル3としてアラートが標記される。

(4) 学校欠席者・感染症情報(保育園サーベイランスを含む)

学校欠席者情報収集システムは、各学校、保育園から個人情報を除いた園児、児童、生徒の出席停止、欠席、臨時休業の情報がインターネットを介してデータベースに入力されており、入力された瞬間にリアルタイムに、関係機関に情報共有されるため、地域での感染症の発生状況の迅速な把握が可能であるサーベイランスシステムである。2023年6月16日時点においては、滋賀県内では、907か所の施設が参加している。

異常は、『地域の状況』タブに記載されている各市町の『欠席者の症状(%)』および『出席停止・疾患登録(人)』の情報を用いて探知する。『欠席者の症状(%)』については、『発熱(%)』、『頭痛(%)』、『急性呼吸器症状(%)』、『下痢・腹痛(%)』、『嘔気・嘔吐(%)』、『発疹(%)』、『インフルエンザ様症状(%)』の情報を用いる。『出席停止・疾患登録(人)』については、『インフルエンザ』、『感染性胃腸炎』、『新型コロナウイルス感染症』の情報を用いる。これらの情報については、当日の入力人数が、入力のあった日の過去7日間の平均値よりも、過去7日分の標準偏差の3倍以上上回った場合にアラート判定がされており、参加施設数の10%を上回った場合レベル1に、同20%を上回った場合レベル2に、同30%を上回った場合レベル3に、同40%を上回った場合レベル4に、同50%を上回った場合レベル5としてアラート表示される仕組みとなっている(参照:学校等欠席者・感染症情報システム操作マニュアル ver3.10)。

(5) メディア情報

日々の感染症に関するメディア情報を収集し、リスク評価を行い、大会の運営に関連すると判断された情報を日報に記載する。

II. 評価体制と情報共有

評価体制と情報共有は、以下の日程で原則実施する。

- ・ 平日のみ実施
 - ✓ 国スポ総合開会式1週間前:2025年9月22日(月)～9月26日(金)
 - ✓ 国スポ総合閉会式後から障スポ開会式まで:2025年10月9日(木)～10月24日(金)
 - ✓ 障スポ閉会式の2週間後:2025年10月28日(火)～11月10日(月)
- ・ 土日も含め連日実施
 - ✓ 国スポ大会期間中:2025年9月28日(日)～10月8日(水)
 - ✓ 障スポ大会期間中:2025年10月25日(土)～10月27日(月)

なお、評価を行う日は、午前10時までに前日の情報を収集し、午前11時まで解析を行う。その後、図1のとおり各保健所、県感染症対策主管課、県委員会等関係機関に情報共有を行う。

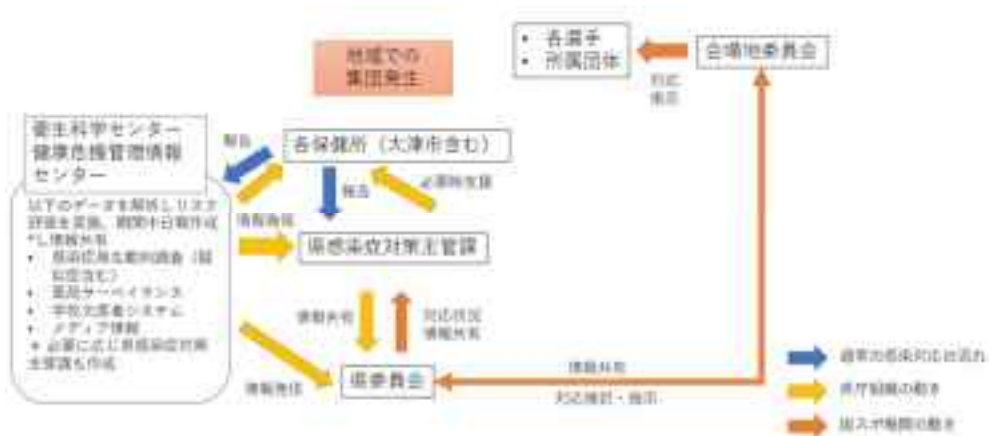


図1 強化サーベイランスの情報発信および活用のフローチャート

III. 日報作成様式

日報については、①全体コメント(図2)、②感染症患者サーベイランス・疑似症定点サーベイランス(図3)、③薬局サーベイランス(図4)、④学校欠席者・感染症情報(図5)を作成し、関係機関に情報共有を行う。

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ2025 強化サーベイランス日報

2025年○月●日

感染症情報センター

健康危機管理課

本日の状況まとめ

項目	コメント
感染症患者サーベイランス	〇〇保健所管内で腸管出血性大腸菌が一例報告されました。大会関係に影響はないと思われます。
疑似症定点サーベイランス	疑似症患者の報告はありませんでした。
薬局サーベイランス	解熱鎮痛剤で、〇〇保健所管内で低度の異常が出ていますが、追加的な情報収集は必要ないと思われます。
学校欠席者・感染症情報	異常はありません。
メディア情報	〇〇県で麻疹患者が発生した
本日の評価	特に対応が必要と思われる事案はありませんでした。

この情報に関するお問い合わせは、
 感染症情報センター： 077-537-7438
 健康危機管理課感染症係： 077-528-3632

図2 全体コメント

○月●日時点

報告件数

疾患名	大津市保健所	草津保健所	甲賀保健所	東近江保健所	彦根保健所	長浜保健所	高島保健所
腸管出血性大腸菌感染症							
侵襲性髄膜炎菌感染症							
麻疹							
風しん							
疑似症定点サーベイランス							

図3 感染症患者サーベイランスおよび疑似症定点サーベイランス報告件数

○月●日時点

保健所名	レベル					
	解熱鎮痛剤	総合感冒薬	抗生物質全般	抗インフルエンザ薬		アシクロピル製剤・塩酸パラシクロピル製剤など
	0歳～15歳	16歳～64歳	65歳～	0歳～15歳	16歳～64歳	65歳～
大津市保健所						
草津保健所						
甲賀保健所						
東近江保健所						
彦根保健所						
長浜保健所						
高島保健所						

レベル：0, 1, 2, 3

*レベルの見方については『強化サーベイランス実施要領』を参照

図4 薬局サーベイランス

		レベル								出席停止・疾患登録		
保健所名	市町名	欠席者の症状								インフルエンザ	感染性胃腸炎	新型コロナウイルス感染症
		発熱	頭痛	急性呼吸器症状	下痢・腹痛	嘔気・嘔吐	発疹	インフルエンザ様症状				
大津市保健所	大津市											
	草津市											
草津保健所	粟東市											
	守山市											
甲賀保健所	野洲市											
	甲賀市											
	湖南市											
東近江保健所	近江八幡市											
	東近江市											
	日野町											
	竜王町											
	彦根市											
	豊郷町											
彦根保健所	甲良町											
	多賀町											
	愛荘町											
長浜保健所	長浜市											
	米原市											
高島保健所	高島市											

レベル：0, 1, 2, 3, 4, 5

*レベルの見方については『強化サーベイランス実施要領』を参照

図5 学校欠席者・感染症情報